

北九州市サーキュラーエコノミー基盤形成促進事業費補助金について

この補助金は、産業廃棄物の再生利用や減量に寄与する効果が大きいと認められる設備の導入やその前段階としての技術的検討及び市場・経済性等の調査研究(FS調査)に要する経費の一部を補助することにより、サーキュラーエコノミー推進のための基盤形成を図ることを目的としています。

【申請受付期間】

令和 7 年 4 月 21 日(月)～令和 7 年 5 月 28 日(水) 16:00 締切

※窓口での受付時間 9:00～16:00

※郵送・窓口持参の場合、土日・祝日を除きます。

※受付期間を過ぎた場合は受理できませんのでご注意ください。

【提出方法】

郵送、窓口(宛先、提出先は下記のとおり)

※郵送にてご提出頂いた際は、確認のためお電話にてご連絡ください。

【提出先および問い合わせ先】

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 本庁舎10階 産業廃棄物対策課

TEL:093-582-2177 FAX:093-582-2196

メールアドレス:kan-haikibutsu@city.kitakyushu.lg.jp

【本補助金を申請する際の注意事項】

1. 事業計画書を提出することで補助金の交付が確定するわけではありません。
2. 事業計画書提出後に審査(書類・ヒアリング)があります。ヒアリングは産業廃棄物対策課が指定する日時(6月頃)で実施します。
また、審査の過程で不備、不足が判明した場合、不備解消依頼にご対応いただく必要があります。スムーズな審査のため、「公募要綱」「手引き」をよく読み、不備や不足がない書類を提出していただくようご協力をお願いいたします。
3. 事業者は、交付決定を受けた後、期限までに実績報告書を提出する必要があります。



■ 制度の概要

本制度は、北九州市内の事業者等が、産業廃棄物の再生利用や減量につながる設備の導入や調査研究事業(FS 調査)を行うための経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

■ 補助対象事業

I 設備導入事業

次の全てを満たす事業であることとします。

- (1) 産業廃棄物の再生利用や減量につながる設備を導入し、活用するものであること。
- (2) 設備の導入完了後、速やかに事業化できるものであること。

II FS 調査事業

次の全てを満たす調査・研究事業(大学又は研究機関等との連携により行う場合も含む)であることとします。

- (1) 産業廃棄物の再生利用や減量につながる設備導入等の前段階としての技術的検討及び市場・経済性等の調査研究であること。
- (2) 調査研究終了後、速やかに設備導入の検討ができるものであること。

■ 補助対象者

補助金の交付対象者は次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 市内で補助対象となる設備を導入し、その設備を用いて事業を行おうとするものであること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下、「廃掃法」という。)第14条第5項第2号イからハまでの各規定に該当しないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること。
- (5) 自己資本比率がプラスであること

	設備導入事業	調査研究事業
排出事業者	○	○
産業廃棄物処理事業者	○	○
大学等※	—	○

※「大学等」の範囲は、大学、短期大学、高等専門学校及び公設の研究機関となります。

■ 補助対象事業経費・補助率

補助の対象は、次表に掲げる経費とし、交付決定日以降に事業を開始(発注等)し、令和8年3月13日までに事業が終了する経費のみを補助対象とします。

補助事業として採択された場合であっても、予算額の都合により補助額は申請額を下回る場合がありますので、留意ください。

※交付決定日前に発注等を行っている経費、翌年度事業として支払われる経費については、補助対象外となります。

当該設備が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に規定する施設に該当する場合には同法第15条第1項に定める許可を取得する必要がある、許可取得には諸手続に相応の期間を要します。そのため、事業の実施に必要な諸手続や工事等が期限内に完了できるかどうか、十分検討してください。

補助対象経費の区分		補助対象経費の内容	補助率	補助金の上限
設備導入事業	構築物費	構築物(補助対象事業を実施するのに必要不可欠な設備および当該設備の一部となる、または当該設備と一体で使用することが不可欠な構築物に限る。以下同じ、)の建造、改良、購入に要する経費	1/2 以内	補助金額 1,000 万円を上限
	機械装置費	機械装置の購入、据付、改良に要する経費		
	工具器具費	工具器具の購入、据付、改良に要する経費		
	付帯工事費	構築物の設置等に付帯して必要な最小限の工事に要する経費		
	その他経費	構築物の設置等に直接必要な調査、試験、設計等に要する必要最小限の経費のうち、特に市長が必要と認めるもの		
調査研究事業(FS 調査事業)		謝金、旅費、原材料費、外注加工費、機械装置等費、共同研究費、分析等費、その他市長が必要かつ適当と認める経費	2/3 以内	補助金額 200 万円を上限

※補助対象経費には解体費用は含まれません。

※補助金交付決定が行われる以前に係る経費(事前調査費等)は含まれません。

※消費税及び地方消費税は含まれません。

■ 補助事業期間等

補助事業期間は、下記のとおりです。

～令和7年5月28日(水)	事業計画書受付期間
令和7年5月下旬～令和7年6月中旬	審査
令和7年6月下旬～	内示
令和7年7月上旬～令和6年7月中旬	交付申請・交付決定(決定後、事業開始)
令和6年7月下旬～令和8年3月13日(金)	補助事業実施期間
～令和8年4月 2日(木)	実績報告(終了後 20 日以内)
～令和8年4月30日(木)	補助金支払い

■ 補助事業者の義務

交付決定を受けた場合は、以下の条件を順守してください。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分または内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を得ること。
- (2) 補助事業を完了した場合は実績報告書を提出すること。
- (3) 交付年度終了後、必要に応じて、産業廃棄物の発生抑制等の状況について、経過報告書を提出すること。
- (4) 補助事業により取得した機械等の財産または効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ること。交付要綱に定める財産処分制限期間以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けること。(補助対象物件を販売または処分(自社生産設備に転用する場合も含む。))もしくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。)また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は、市に納付すること。
- (5) 交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)、仕入れ控除税額を減額して申請すること。
- (6) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存すること。

※補助事業により取得した機械等の財産または効用の増加した財産については、財産処分制限期間(昭和40年大蔵省令第15号 減価償却資産の耐用年数等に関する省令で示された期間)まで保存すること。

■ 注意事項

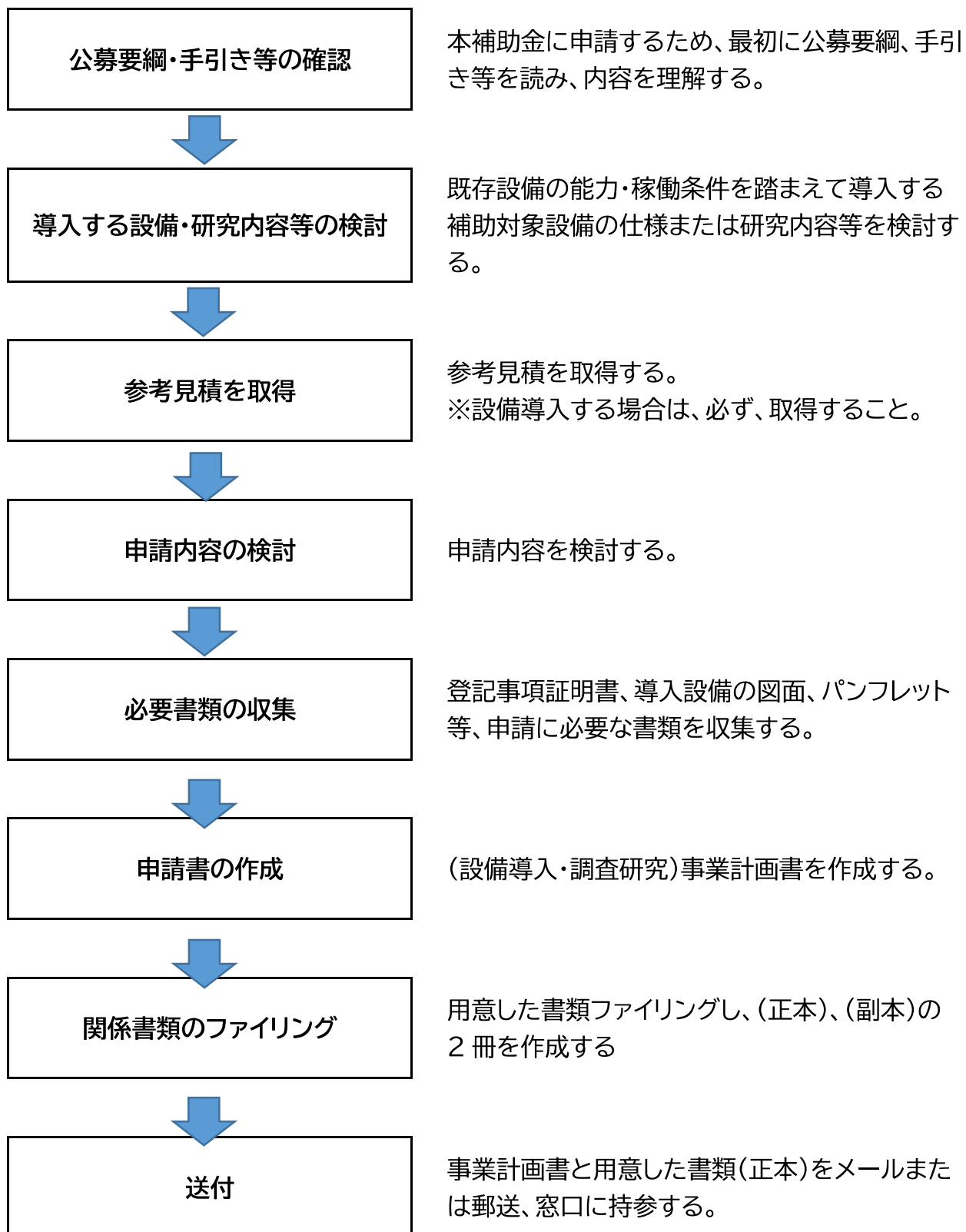
- (1) 補助金の支払いは、原則として補助事業終了後に精算払い(実績報告・補助金額確定・精算払い請求などを経て入金)とします。
- (2) 同一の事業内容で、北九州市及び北九州市から出資を受けている団体が実施する事業から補助金、助成金等を受けている場合は、補助対象外となります。
- (3) 本制度の趣旨に合わない反社会的な行為や研究等の成果が期待できないと判断され

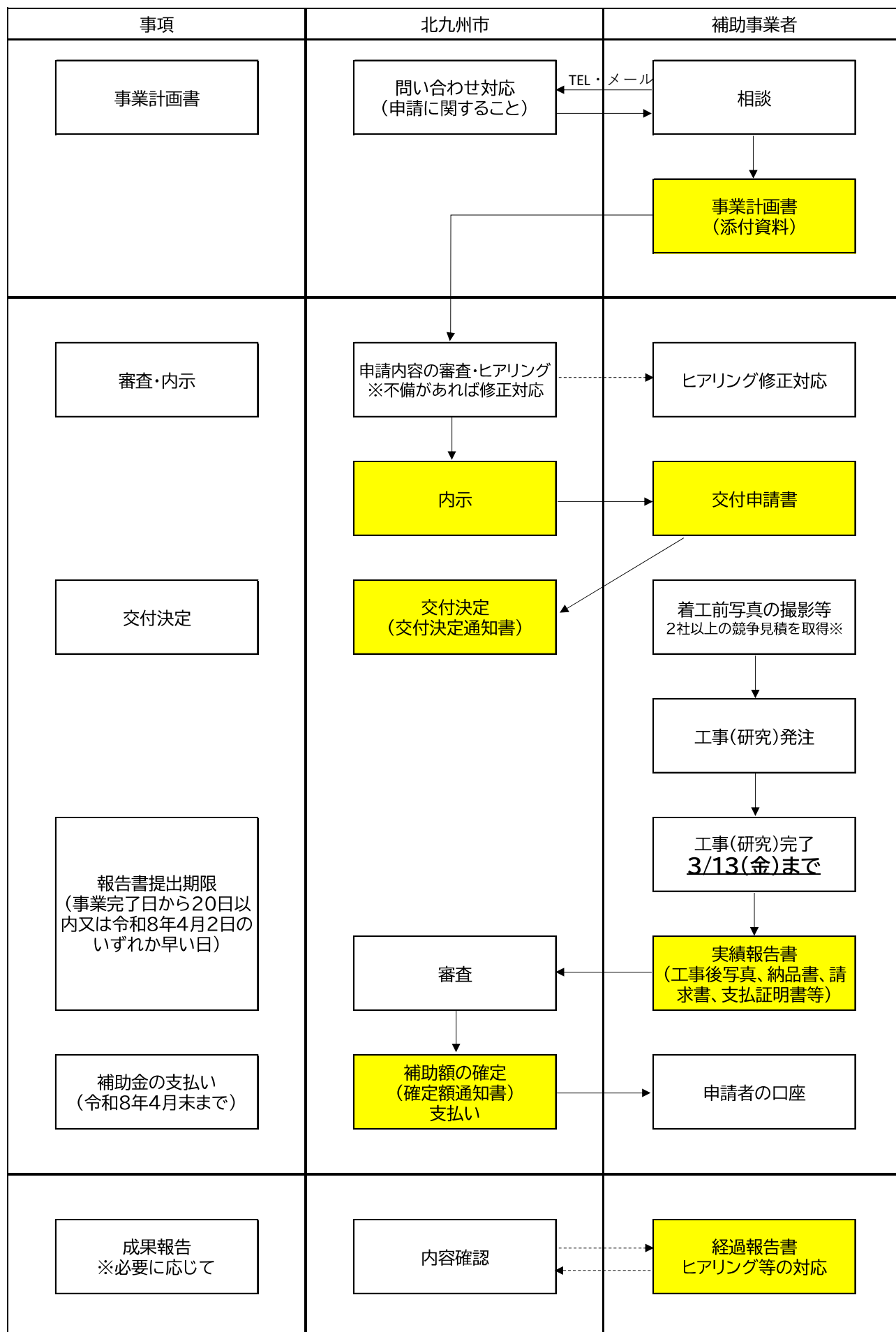
た時は、直ちに補助金の交付決定を取り消します。

- (4) 補助金の対象となった事業については、市ホームページへの掲載および報道機関等への発表など必要に応じて事業概要を公表します。

■ 事業計画書

事業計画書提出の流れを示します。





■ 提出書類

- ☐ 事業計画書(様式第1号)
- ☐ 定款および法人の登記事項証明書
 - ・発行から6か月以内のもの。写し可。
 - ・申請者が個人の場合は、住民票記載事項証明書を添付すること。
- ☐ 損益計算書および貸借対照表(直近2期分)
 - ・申請者が個人の場合は、上記の書類に準ずる書類を添付すること。
- ☐ 申請者の事業概要の分かる書類(パンフレット等)
- ☐ 役員名簿(申請者が法人の場合 別紙3)
- ☐ 暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙4)
- ☐ 納税証明書(市税に滞納がないことの証明)
- ☐ その他市長が必要と認める書類
 - ・見積を取得した設備メーカーの製品カタログ、又はメーカー発行の仕様書 等

■ 審査基準

採点項目	採点基準
① 設備導入(研究)の必要性	既存設備・技術との比較が十分に検討されているか等、市場(顧客)ニーズを的確に把握しているか。
② 設備導入(研究)の目的の明確性、課題解決方法の妥当性	設備(研究)導入の目的が具体的かつ明確に設定されており、廃棄物の削減効果が高いものか。
③ スケジュールの妥当性	補助計画期間内で完了が可能なものか、効果が期待できるのか。
④ 事業の継続性	安定的に事業継続ができるものか。
⑤ 環境負荷への配慮	環境負荷の削減に繋がるものか(特に脱炭素化)
⑥ 加点	次の産業廃棄物の削減が見込めるものは加点します。 ☐ 政令13号廃棄物などの安定化処理物 ☐ 廃プラスチック類 ☐ ゴムくず ☐ 廃石膏ボード
	次の事業者は加点します。 ☐ 北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定制度に関する認定業者

※応募多数の場合、「⑥加点」に該当する申請者を優先します。

選外となった場合、ヒアリングはございません。

※審査結果によっては、補助金交付予定金額に満たない場合であっても選定されないことがあります。

■ Q1 産業廃棄物とは具体的に何を指すのでしょうか？

「廃掃法」に定められた産業廃棄物です。

産業廃棄物に該当するかどうか不明の場合、産業廃棄物対策課(093-582-2177)までご連絡ください。

■ Q2 すでに設備機器を導入し、今から試運転を行うところですが、このような場合にも補助金を申請できますか？

すでに設備機器等を導入(機器の売買契約等の締結を含む)した場合は補助事業の対象外となります。

■ Q3 事業計画書を提出すれば、必ず補助は受けられるのですか？

提出された事業計画を採用するのではなく、学識経験者等により構成された審査委員会による審査を受けた後、市の予算の範囲内で採否を決定します。

そのため、審査の結果、採用されても、必ず申請金額の満額が支給されるわけではありません。

■ Q4 施設の設置許可を取得する必要がある設備導入をする場合、事前の相談は必要ですか？

設備導入の補助については、「設備導入完了後、速やかに事業化できるものであること」が条件となっています。そのため、速やかに事業化できないものについては、対象外となります。補助金申請前に施設の設置許可について、産業廃棄物対策課(093-582-2177)に必ず相談してください。

■ Q5 実績報告の際、支払いを済ませておく必要はありますか？

支払いを済ませておく必要はありませんが、3/13(金)までに工事(研究)を完了させ、金額を確定させておく必要があります。請求書の写しや支払伝票の決議書の写しなど、事業に要する経費として確定した金額が確認できる資料を添付ください。また、支払い後、領収書等を追加でご提出ください。

■ Q6 委託契約や設備等を購入する際は、入札した上で発注しなければいけませんか？

会社等の会計規定などにに基づき実施してください。例えば、会計規定などで複数見積もりの少額随意契約などの契約を認めているのであれば、入札でなくても構いません。

また、特命随意契約(特定の業者を指定して契約を締結する方式)により委託(調達)せざるを得ない場合は、その理由を添付資料としてご提出ください。

■ Q7 事業環境が変化して当初の予定を満たせなくなった場合はどうしたらいいですか？

計画変更等の前にあらかじめ産業廃棄物対策課の承認を得る必要があります。変更申請の手続きについては、変更内容や金額等によって手続きが異なります。産業廃棄物対策課(093-582-2177)に必ず相談してください。

また、事後申請の場合は、補助対象外となります。